

はぐくみ基金のご案内

先月号でご案内しました企業年金基金を利用した退職金積立による節税提案についてご案内します。今回ご紹介する企業年金基金は、「福祉はぐくみ企業年金基金」(はぐくみ基金)といい、確定給付企業年金法に基づき発足した基金になります。

1. はぐくみ基金の特徴

- ① 給与の一部を選択制とすることで、給与として受け取るか将来の退職金の掛金とするか加入者ごとに任意選択が可能
- ② 掛金部分は給与から直接減額されるため、税金、社会保険料の負担減少
- ③ 掛金は1,000円単位で選べ、給与の20%まで拠出可能(上限100万円)
- ④ 積立金は一時金か年金(加入期間20年以上)として退職時に受け取ることができる
- ⑤ 退職時のみならず、休職時、育児・介護休業時にも受け取れる
- ⑥ 元本保証に加え、利息分が受け取れる

2. 加入条件

- ① 導入は法人のみ(設立1年未満の法人、対象者1名の法人除く)
- ② 加入者の年齢は20歳以上、70歳未満で厚生年金に加入していること
- ③ 制度導入時には全社員への説明が必要。その結果役員のみが加入となってもOK
- ④ 就業規則、給与規程、育児・介護休業規程があること

3. 企業型確定拠出年金との違い

はぐくみ基金は、企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金、中退共などと併用可能です。選択制給与である点、企業型確定拠出年金と制度としては似ていますが、以下の点が異なります。

	はぐくみ基金	企業型確定拠出年金
受取	退職時 休職時・育児介護休業時	原則60歳以上
拠出金	1,000円～基本給の20% (上限100万円)	1,000円～55,000円
運用	基金が資産管理・運用	個人が掛金を運用

4. 注意点

- ・ 加入者には元本保証が適用されるが、運用による損失は法人が負担(ただしはぐくみ基金では積立不足のリスクが低い)
- ・ 制度導入までは約3か月かかります。また、導入時及び導入後に所定の手数料が発生します。

ご興味がありましたら、担当の方をご紹介いたしますので、ご連絡ください

歯科会計

相続時精算課税制度（贈与）の有利改正

令和5年度税制改正において、相続時精算課税制度の改正案が発表されました。今まで制度の利用が少なかったことから、制度の利便性を向上させ利用件数を増やすことが改正の思惑と言われています。そのため有利な改正内容となっていますが、その詳細について以下解説します。

<相続時精算課税制度を利用した贈与とは>

基礎控除110万円がもうけられている暦年贈与の制度と異なる特別な贈与の制度です。相続時精算課税制度は60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子や孫に対して財産を贈与した場合において選択することが可能です。

この制度を利用した贈与は複数年にわたる合計贈与額のうち2500万円までは贈与時点では非課税となりますが、2500万円を超える部分に対しては一律20%の贈与税がかかります。そのうえで、当該制度を利用して贈与された財産は、贈与者の相続発生時に相続財産に合算されて相続税が課税されます（その際すでに納付した贈与税は控除）。

<適用要件や注意点>

- ・ 贈与をした年の1月1日時点で贈与者は60歳以上、受贈者は18歳以上であること
- ・ 選択届出や戸籍謄本等一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出すること
- ・ 相続時に相続財産に合算される評価額は贈与時点での評価額
- ・ 一度精算課税制度を利用するとその年以降の贈与も継続適用となる
- ・ 制度利用をするか否かは、贈与者ごとに選択が可能

<令和6年1月1日以降の相続時精算課税制度>

令和5年度税制改正大綱により、令和6年1月1日以降より相続時精算課税制度に大きな改正が予定されています。

（変更予定の内容）

- ・ 贈与財産の課税から2500万円の非課税枠と別に基礎控除110万円が控除可能に
- ・ 精算課税制度を利用した贈与財産は、全て相続財産に合算されていたが、基礎控除110万円の部分については足し直し不要になる（相続開始時点から3年以内の贈与でも）

<今後の展望>

令和5年税制改正で、通常の暦年贈与の生前贈与加算が3年前から7年前までに期間が広がることも踏まえると、基礎控除が新設される相続時精算課税制度を利用した贈与が有利になるケースが増えるものと考えられます。相続財産のボリュームや年齢等を考慮しての検討が必要となりますが、改正案が可決され最終的な詳細が発表されてくるまでは注意が必要です。